

令和7年度島根県一般会計補正予算（第9号）及び島根県中小企業制度融資等特別会計補正予算（第1号）の知事専決処分について

令和8年1月21日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による被害への対策を講じる必要があることから、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和8年1月21日（水）

3 補正予算の内容

（1）一般会計

① 補正予算額 96,358千円
(補正後の一般会計予算額 516,519,830千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 被災者等への支援	82,358千円
・ 観光業への影響を踏まえた誘客促進	14,000千円
合 計	96,358千円

[歳入予算]

・ 地方交付税	51,908千円
・ 国庫支出金	31,950千円
・ 県債	12,500千円
合 計	96,358千円

[繰越明許費]

・ 被災者生活再建支援事業	4,400千円
・ 被災地域における事業継続緊急支援事業	30,000千円
・ 社会福祉施設等災害復旧事業	47,925千円
合 計	82,325千円

[債務負担行為]

- ・ 農業経営等緊急対応資金利子補給金 7,501 千円
- ・ 農業経営等緊急対応資金保証料補給金 600 千円

(2) 中小企業制度融資等特別会計

[債務負担行為]

- ・ 地震災害対策特別資金利子補給金 18,750 千円
- ・ 地震災害対策特別資金保証料補給金 23,820 千円

補 正 項 目

(単位 : 千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課																						
1	被災者生活再建支援事業	4,400	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防災部 [防災危機管理課]																						
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象被災世帯</th> <th colspan="2">対象世帯への最大支援額</th> <th rowspan="2">負担割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">損害基準判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>50%以上</td> <td>300万円</td> <td rowspan="5"> <p>[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</p> <p>[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</p> </td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>30%以上 40%未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>20%以上 30%未満</td> <td>100万円 (実費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>40万円 (実費の範囲内)</td> </tr> </tbody> </table>	対象被災世帯	対象世帯への最大支援額		負担割合	損害基準判定		全壊	50%以上	300万円	<p>[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</p> <p>[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</p>	大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)	
対象被災世帯	対象世帯への最大支援額		負担割合																							
	損害基準判定																									
全壊	50%以上	300万円	<p>[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</p> <p>[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</p>																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円																								
半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)																								
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)																								
			<p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額</p> <p>※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金（全都道府県からの拠出金）1/2</p> <p>※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>																							
2	地震災害対策特別資金	制度融資 (融資枠 5億円)	<p>地震の被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を令和7年度中に借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関に対する利子補給等を実施</p> <p>[資金使途] 設備資金、運転資金 [融資限度額] 1億2,000万円 [融資利率] • 当初3年間 0% • 4年目以降 1.25% (責任共有) 1.10% (責任共有外)</p> <p>[保証料率] • 当初3年間 0% • 4年目以降 0.4~1.05% (責任共有) 0.4~1.20% (責任共有外)</p>	商工労働部 [中小企業課]																						

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
3	被災地域における事業継続緊急支援事業	30,000	<p>被災地域における生活機能やサービスの提供、雇用の維持を図るため、地震により被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[実施主体] 市町村</p> <p>[対象業種] 地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして市町村が必要と判断する業種</p> <p>[対象経費] 施設設備改修費、備品購入費等</p> <p>[県助成上限額] 100万円</p> <p>[負担割合] 県 1/3・市町村 1/3・事業者 1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]
4	農業経営等緊急対応資金	制度融資 (融資枠 1億円) 保証料補給 33	<p>地震の被害を受けた農業者等が復旧等に必要な資金を令和7年度中に借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関に対する利子補給等を実施</p> <p>[資金使途] 施設等資金、運転資金</p> <p>[融資限度額] 施設等資金の場合 ・個人 1,500万円 ・法人等 3,000万円</p> <p>[融資利率] ・当初3年間 0%</p> <p>[保証料率] ・当初3年間 0%</p> <p>・4年目以降 2.5%</p> <p>・4年目以降 0.2%</p>	農林水産部 [農業経営課]

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
5	社会福祉施設等 災害復旧事業	47,925	<p>地震により被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援</p> <p>[対象経費]</p> <p>施設整備費（工事費、事務費） ※1件あたり80万円以上 (認定こども園、保育所は1件あたり30万円以上)</p> <p>[負担割合]</p> <p>国1/2・県1/4・設置者1/4</p>	<p>健康福祉部 [高齢者福祉課] [子ども・子育て支援課] [障がい福祉課]</p>
6	観光業への影響 を踏まえた誘客 促進	14,000	<p>地震による観光業への影響を踏まえ、県外へ観光情報を発信するとともに、宿泊キャンペーンを実施</p> <p>①県外向け情報発信 県外で放送されるテレビ番組やCMを活用し、島根の観光をPR</p> <p>②宿泊キャンペーン OTAによる県全域の宿泊施設を対象とした割引クーポンの発行を支援し誘客を促進</p> <p>[割引額] 宿泊プランに応じ、 1,000円～6,000円</p> <p>(注) OTA : Online Travel Agent(インターネット上で取引を行う旅行会社)の略</p>	商工労働部 [観光振興課]